# No. 1

平成28年第2回

戸田市議会定例会議案

# 目 次

議案第14号	P田市行政不服審査法施行条例····································
議案第15号	戸田市職員の退職管理に関する条例4頁
議案第16号	戸田市消費生活センターの組織及び運営に関する条例6頁
議案第17号	戸田市情報公開条例等の一部を改正する条例8頁
議案第18号	戸田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の 一部を改正する条例
議案第19号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を 改正する条例
議案第20号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関す る条例の一部を改正する条例13頁
議案第21号	戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を 改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第22号	戸田市起業支援センター条例の一部を改正する条例15頁
議案第23号	戸田市行政センター条例の一部を改正する条例17頁
議案第24号	戸田市都市景観条例の一部を改正する条例18頁
議案第25号	戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正 する条例
議案第26号	戸田市火災予防条例の一部を改正する条例28頁
議案第27号	戸田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する   条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第28号	戸田市野犬等取締条例を廃止する条例44頁

議案第29	9号	平成27年度戸田市一般会計補正予算(第7号)	別冊 No.	2
議案第3(	) 号	平成27年度戸田市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	別冊 No.	2
議案第31	上号	平成27年度戸田市市民医療センター特別会計補正予算 (第4号)	別冊 No.	2
議案第32	2 号	平成27年度戸田市介護老人保健施設事業特別会計補正予算(第4号)	別冊 No.	2
議案第33	3号	平成27年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)	別冊 No.	2
議案第34	! 号	平成27年度戸田市介護保険特別会計補正予算(第3号)	別冊 No.	2
議案第35	5号	平成27年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)	別冊 No.	2
議案第36	号	平成27年度戸田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	別冊 No.	2
議案第37	'号	平成27年度戸田市在宅介護支援事業特別会計補正予算 (第3号)	別冊 No.	2
議案第38	号	平成28年度戸田市一般会計予算	別冊 No.	3,
議案第39	号	平成28年度戸田市国民健康保険特別会計予算	別冊 No.	4
議案第40		平成28年度戸田市中小企業従業員退職金等福祉共済事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第41	号	平成28年度戸田市市民医療センター特別会計予算	別冊 No.	4
議案第42	2号	平成28年度戸田市交通災害共済事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第43	号	平成28年度戸田市海外留学奨学事業特別会計予算	別冊 No.	4

議案第44号	平成28年度戸田市火災共済事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第45号	平成28年度戸田市介護老人保健施設事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第46号	平成28年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第47号	平成28年度戸田市介護保険特別会計予算	別冊 No.	4
議案第48号	平成28年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第49号	平成28年度戸田市後期高齢者医療特別会計予算	別冊 No.	4
議案第50号	平成28年度戸田市在宅介護支援事業特別会計予算	別冊 No.	4
議案第51号	平成28年度戸田市水道事業会計予算	別冊 No.	6
議案第52号	平成28年度戸田市下水道事業会計予算	別冊 No.	6

議案第14号

戸田市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第1項の規定に基づき設置する戸田市行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。 (所掌事項)
- 第3条 審査会は、市長の諮問に応じ、審査請求に係る事件について調査審議する。

(組織)

- 第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、 かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱す る。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き 続きその職務を行うものとする。

(会長及び副会長)

- 第6条 審査会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長と なる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長 の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた 後も同様とする。

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、総務部庶務課において処理する。

(手数料)

第10条 法第38条第1項(他の法令において準用する場合を含む。)及び法 第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係 る手数料(以下「手数料」という。)の額は、交付の方法に応じ、次の表に 定めるとおりとする。この場合において、両面に複写され、又は出力された 用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

交付の方法	金額
提出書類等又は主張書面若しくは資	用紙1枚につき10円(カラーで複
料を複写機により用紙に複写したも	写され、又は出力された用紙にあっ
のの交付	ては、50円)
電磁的記録に記録された事項を用紙	用紙1枚につき10円(カラーで複
に出力したものの交付	写され、又は出力された用紙にあっ
	ては、50円)

- 2 手数料は、交付の際に徴収する。ただし、納付書による徴収の場合には、 当該納付書の指定期限までとする。
- 3 既に納付された手数料は、還付しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、審理員、審査会その他法令に基づく減免の判断権者は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。 (罰則)

第12条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金に処する。 附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 戸田市特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭 和31年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中第57号を第58号とし、第56号の次に次の1号を加える。

(57) 行政不服審查会委員

別表第1中57の項を58の項とし、56の項の次に次のように加える。

5 7	行政不服審査会	会長	日額	12,000
		副会長		11,500
		委員		11,000

平成28年2月22日提出

#### 議案第15号

戸田市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、 再就職者(同条第1項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第8項の 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部 長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年 前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行 機関の組織等(法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の 組織等をいう。)の役職員(同項に規定する役職員をいう。)又は同条第8項 の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務(同条第1 項に規定する契約等事務をいう。)であって離職した日の5年前の日より前 の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離 職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依 頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者(退職手当通算予定職員(法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。)であった者であって引き続いて退職手当通算法人(同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。)の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。)は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合(報酬を得る場合に限る。)又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。 平成28年2月22日提出

#### 議案第16号

戸田市消費生活センターの組織及び運営に関する条例 (趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「法」という。)第10条の2第1項の規定に基づき、戸田市消費生活センター(以下「消費生活センター」という。)の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称、位置等の公示)

- 第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる 事項を公示しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
  - (1) 消費生活センターの名称及び位置
  - (2) 法第8条第2項第1号及び第2号に規定する事務を行う日及び時間 (消費生活センター長及び職員)
- 第3条 消費生活センターに、消費生活センター長その他必要な職員を置く。 (消費生活相談員の配置等)
- 第4条 消費生活センターに、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談 員資格試験に合格した者(不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正す る等の法律(平成26年法律第71号)附則第3条の規定により合格した者 とみなされた者を含む。)を消費生活相談員として置く。
- 2 消費生活相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)
- 第5条 消費生活センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な 知識及び技術を体得していることに十分配慮し、適切な人材及び処遇の確保 に必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修)

第6条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第7条 消費生活センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により 得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理 のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

#### 議案第17号

戸田市情報公開条例等の一部を改正する条例

(戸田市情報公開条例の一部改正)

第1条 戸田市情報公開条例(平成11年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第16条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「決定」の次に「又は不作為(以下「公開請求に対する決定又は不作為」という。)」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の1項を加える。

2 公開請求に対する決定又は不作為に係る審査請求については、行政不服 審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第9条第1項本文 の規定は、適用しない。

第17条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第18条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「第16条」を「第16条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「容認する」を「認容する」に改め、同条第6項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「又は資料」を「若しくは資料」に、「本条第4項」を「第5項」に改め、「閲覧」の次に「若しくは写しの交付」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「決定を」を「裁決を」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「決定書」を「裁決書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の諮問は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第 29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第18条に次の1項を加える。

8 第15条の規定は、前項の意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付に ついて準用する。

(戸田市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 戸田市個人情報保護条例(平成11年条例3号)の一部を次のように 改正する。

第28条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条中「決定しないこと」を「不作為(以下「開示又は訂正等の請求に対する決定又は不作為」という。)」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により不服申立て」を「審査請求」に改め、同条に次の1項を加える。

2 開示又は訂正等の請求に対する決定又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第9 条第1項本文の規定は、適用しない。

第29条第1項中「前条」を「前条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第30条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「第28条」を「第28条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「容認する」を「認容する」に改め、同条第6項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「又は資料」を「若しくは資料」に、「本条第4項」を「第5項」に改め、「閲覧」の次に「若しくは写しの交付」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「決定を」を「裁決を」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「決定書」を「裁決書」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の諮問は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第 29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第30条に次の1項を加える。

8 第24条の規定は、前項の意見書若しくは資料の閲覧又は写しの交付に ついて準用する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第

14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

(戸田市税条例の一部改正)

第4条 戸田市税条例(昭和35年条例第1号)の一部を次のように改正する。 第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(戸田市中小企業従業員退職金等福祉共済条例の一部改正)

第5条 戸田市中小企業従業員退職金等福祉共済条例(昭和45年条例第19 号)の一部を次のように改正する。

第34条の見出しを「(審査請求)」に改め、同条第1項中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「異議申立て」を「審査請求」に、「60日以内」を「3月以内」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の戸田市情報公開条例(以下この項において「新 条例」という。)の施行前にされた実施機関の決定又は新条例の施行前にさ れた公開請求に対する実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の 例による。
- 3 第2条の規定による改正後の戸田市個人情報保護条例(以下この項において「新条例」という。)の施行前にされた実施機関の決定又は新条例の施行前にされた開示又は訂正等の請求に対する実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

平成28年2月22日提出

#### 議案第18号

戸田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

戸田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第3号) の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、 同号の前に次の1号を加える。

(4) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

# 議案第19号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第16号)の一 部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

#### 議案第20号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年 条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に 改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成28年2月22日提出

#### 議案第21号

戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例 戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成12年条例第7号)の 一部を次のように改正する。

別表第1粗大ごみの項中「200円」を「400円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年9月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の戸田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、施行日 以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料につ いては、なお従前の例による。

平成28年2月22日提出

# 議案第22号

戸田市起業支援センター条例の一部を改正する条例

戸田市起業支援センター条例(平成15年条例第23号)の一部を次のよう に改正する。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条と する。

第14条第1項中「入所者」を「支援室を使用する者」に、「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2項中「第12条第1項」を「第13条 第1項」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第1項各号列記以外の部分及び第3号中「支援室」を「支援室等」 に改め、同項第4号中「が支援室を使用した」を「に支援室等を使用させた」 に改め、同項第5号中「支援室」を「支援室等」に改め、同条を第13条とし、 第11条を第12条とする。

第10条中「支援室」を「支援室等」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項及び第2項中「支援室」を「支援室等」に改め、同条を第10 条とし、第8条を第9条とする。

第7条第1項及び第2項を次のように改める。

前条第1項の規定により市長が支援センターの入所を許可する期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援室 3年以内
- (2) シェアードオフィス 2年以内
- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の期間を超えない範囲で入所期間を延長し、又は短縮することができる。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「支援室」を「支援室等」に改め、同項第2号中「3年」を「5年」に改め、同条第2項中「支援室」を「支援室等」に改め、同条を第5条とする。

第3条第1号から第3号までを次のように改める。

- (1) 新規事業活動等のため、支援室等を提供すること。
- (2) 入所者に対し、起業及び経営に関する相談、助言その他の支援を行うこと。
- (3) 第9条各号に掲げる者に会議室等を提供すること。

第3条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。 (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各 号に定めるところによる。
  - (1) 支援室 支援センター内にある個室の事務室をいう。
  - (2) シェアードオフィス 支援センター内にある共有で使用する事務室をいう。
  - (3) 支援室等 支援室及びシェアードオフィスをいう。
  - (4) 入所者 支援室等に入所している者をいう。
  - (5) 会議室等 支援センター内にある会議室及び応接室をいう。

別表中「第9条関係」を「第10条関係」に、

Γ

会議室	1時間につき	2,050円
多目的室	1時間につき	1,020円

を

Γ

シェアードオフィス	1月につき	4,000円
会議室	1時間につき	2,050円
応接室	1時間につき	500円

に改め、同表備考1の項中「使用料の額」の次に「(シェアードオフィスは除く。以下同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の第6条の規定により入所の許可を受けている者の入所期間については、なお従前の例による。

平成28年2月22日提出

## 議案第23号

戸田市行政センター条例の一部を改正する条例

戸田市行政センター条例(平成22年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

(2) 市内観光及び市内商工業の振興その他の公益に資する事業又は行政目的のために使用する観光情報館

第4条第2号を次のように改める。

(2) 観光情報館 戸田市観光情報館トビック

第7条の表、第8条第1項及び第13条(見出しを含む。)中「戸田市ビジネスインフォメーションコーナー」を「戸田市観光情報館トビック」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

## 議案第24号

戸田市都市景観条例の一部を改正する条例

戸田市都市景観条例(平成13年条例第40号)の一部を次のように改正する。

別表第2項第1号ただし書中「架空電線路用並びに電気事業法」を「架空電線路用のもの、電気事業法」に、「第2条第1項第10号」を「第2条第1項第17号」に改め、「及び同項第12号の卸供給事業者」を削り、「並びに電気通信事業法」を「及び電気通信事業法」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

#### 議案第25号

戸田市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例 戸田市建築基準法等関係事務手数料条例(平成12年条例第12号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「及び」を「、」に改め、「低炭素化促進法」という。)」の次に「及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。 以下「建築物省エネ法」という。)」を加える。

第2条及び第4条第3項中「別表第3」を「別表第4」に改める。 別表第2第1項中

1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額

- (1) 一戸建ての住宅 57,000円
- (2) 共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅 127,000円 共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅は、上記の額を申請戸数で除し た額(100円未満は、切捨てとする。)が1戸の手数料となる。

1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額

- (1) 一戸建ての住宅 6,000円
- (2) 共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅 13,000円 共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅は、上記の額を申請戸数で除し た額(100円未満は、切捨てとする。)が1戸の手数料となる。

を 「

> 1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める 額

- (1) 一戸建ての住宅
  - ア 新築の場合 57,000円
  - イ 増築又は改築の場合 85,000円
- (2) 共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅

- ア 新築の場合 127,000円
- イ 増築又は改築の場合 194,000円

共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅は、上記の額を申請戸数で除した額(100円未満は、切捨てとする。)が1戸の手数料となる。

1件につき、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める額

- (1) 一戸建ての住宅
  - ア 新築の場合 6,000円
  - イ 増築又は改築の場合 10,000円
- (2) 共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅
  - ア 新築の場合 13,000円
  - イ 増築又は改築の場合 21,000円

共同住宅等の一戸建て住宅以外の住宅は、上記の額を申請戸数で除した額(100円未満は、切捨てとする。)が1戸の手数料となる。

に改める。

別表に次の1表を加える。

別表第4(第2条関係)

建築物省工ネ法関係事務手数料

手数料の種類		の種類	工粉型の夕姫
1	事務の種類	手数料の名称	手数料の金額
1	建築物省	建築物エネ	次に掲げる額を合算して得た金額
	エネ法第	ルギー消費	(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲
	29条第	性能向上計	げる基準に適合していることを示す書類が提
	1項の規	画認定申請	出された場合
	定に基づ	手数料	ア 一戸建ての住宅 5,000円
	く建築物		イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に
	エネル		掲げる区分に応じそれぞれに定める額
	ギー消費		(ア) 床面積の合計が300平方メート
	性能向上		ル未満のもの 11,000円
	計画の認		(イ) 床面積の合計が300平方メート

定の申請 に対する 審査 ル以上のもの 23,000円

- ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
  - (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円
  - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 31,000円
- (2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。)第8条第2号イ及び口に定める基準に適合するもの
  - ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ それぞれに定める額
    - (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円
    - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円
  - イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に 掲げる区分に応じそれぞれに定める額
    - (ア) 床面積の合計が300平方メート ル未満のもの 80,000円
    - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 135,000円
- (3) (1)以外の場合で、省令第8条第1号イ(1) 及び口(1)に定める基準に適合する非住宅用 途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区 分に応じそれぞれに定める額

ア 床面積の合計が300平方メートル未満 のもの 267,000円

イ 床面積の合計が300平方メートル以上

のもの 432,000円 (4) (1)以外の場合で、省令第8条第1号イ(2) 及び口(2)に定める基準に適合する非住宅用 途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区 分に応じそれぞれに定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満 のもの 102,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上 のもの 171,000円 2 建築物省 建築物エネ 次に掲げる額を合算して得た金額 エネ法第 ルギー消費 (1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲 げる基準に適合していることを示す書類が提 3 1 条第 性能向上計 1項の規 画変更認定 出された場合 定に基づ 申請手数料 ア 一戸建ての住宅 2,500円 く建築物 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に エネル 掲げる区分に応じそれぞれに定める額 ギー消費 (ア) 床面積の合計が300平方メート ル未満のもの 5,500円 性能向上 計画の変 (イ) 床面積の合計が300平方メート 更の認定 ル以上のもの 11,500円 の申請に ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 対する審 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 杳 (ア) 床面積の合計が300平方メート ル未満のもの 5,500円 (イ) 床面積の合計が300平方メート ル以上のもの 15,500円 (2) (1)以外の場合で、省令第8条第2号イ及 びロに定める基準に適合するもの ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ それぞれに定める額 (ア) 床面積の合計が200平方メート

			ル未満のもの 20,000円
			(イ) 床面積の合計が200平方メート
			ル以上のもの 22,000円
			イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に
			掲げる区分に応じそれぞれに定める額
			(ア) 床面積の合計が300平方メート
			ル未満のもの 40,000円
			(イ) 床面積の合計が300平方メート
			ル以上のもの 67,500円
			(3) (1)以外の場合で、省令第8条第1号イ(1)
			及び口(1)に定める基準に適合する非住宅用
			途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区
			分に応じそれぞれに定める額
			ア 床面積の合計が300平方メートル未満
			のもの 133,500円
			イ 床面積の合計が300平方メートル以上
			のもの 216,000円
			(4) (1)以外の場合で、省令第8条第1号イ(2)
			及び口(2)に定める基準に適合する非住宅用
			途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区
			分に応じそれぞれに定める額
			ア 床面積の合計が300平方メートル未満
			のもの 51,000円
			イ 床面積の合計が300平方メートル以上
			のもの 85,500円
3	建築物省	建築基準関	1件につき、次に掲げる額を合算して得た金
	エネ法第	係規定適合	額
	2 9 条第	の審査の申	(1) 別表第1第1項に定める額
	1項の規	出を伴う建	(2) 第1項に定める額
	定に基づ	築物エネル	(3) 別表第2第3項ア(3)に定める額
	く建築物	ギー消費性	(4) 別表第2第3項ア(4)に定める額
1			

	エネル	能向上計画		
	ギー消費			
	性能向上			
	計画の認	30.41		
	定の申請			
	に対する			
	審査(同			
	法第30			
	条第2項			
	の規定に			
	よる申出			
	を伴う申			
	請に限			
	る。)			
4	建築物省	建築基準関	1	件につき、次に掲げる額を合算して得た金
	エネ法第	係規定適合	額	
	3 1 条第	の審査の申	(1)	別表第1第1項に定める額
	1項の規	出を伴う建	(2)	第2項に定める額
	定に基づ	築物エネル	(3)	別表第2第3項ア(3)に定める額
	く建築物	ギー消費性	(4)	別表第2第3項ア(4)に定める額
	エネル	能向上計画		
	ギー消費	変更認定申		
	性能向上	請手数料		
	計画の変			
	更の認定			
	の申請に			
	対する審			
	査(同条			
	第2項に			
	おいて準			
	用する同			

1	ŧ		1
	法第30		
	条第2項		
	の規定に		
	よる申出		
	を伴う申		
	請に限		
	る。)		
5	建築物省	建築物エネ	次に掲げる額を合算して得た金額
	エネ法第	ルギー消費	(1) 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基
	3 6 条第	性能認定申	準に適合していることを示す書類が提出され
	1項の規	請手数料	た場合
	定に基づ		ア 一戸建ての住宅 5,000円
	く建築物		イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に
	エネル		掲げる区分に応じそれぞれに定める額
	ギー消費		(ア) 床面積の合計が300平方メート
	性能に係		ル未満のもの 11,000円
	る認定の		(イ) 床面積の合計が300平方メート
	申請に対		ル以上のもの 23,000円
	する審査		ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分
			次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額
			(ア) 床面積の合計が300平方メート
			ル未満のもの 11,000円
			(イ) 床面積の合計が300平方メート
			ル以上のもの 31,000円
			(2) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2
			号イ(1)及び口(1)に定める基準に適合するも
			$\mathcal{O}$
			ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ
			それぞれに定める額
			(ア) 床面積の合計が200平方メート
			ル未満のもの 40,000円
	•	,	·

- (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に 掲げる区分に応じそれぞれに定める額
  - (ア) 床面積の合計が300平方メート ル未満のもの 80,000円
  - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 135,000円
- (3) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するも の
  - ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ それぞれに定める額
    - (ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円
    - (イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円
  - イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に 掲げる区分に応じそれぞれに定める額
    - (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 38,000円
    - (イ) 床面積の合計が300平方メート ル以上のもの 66,000円
- (4) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1 号イに定める基準に適合する非住宅用途を含 む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応 じそれぞれに定める額
  - ア 床面積の合計が300平方メートル未満 のもの 267,000円
  - イ 床面積の合計が300平方メートル以上 のもの 432,000円

(5) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1 号口に定める基準に適合する非住宅用途を含 む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応 じそれぞれに定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル未満 のもの 102,000円 イ 床面積の合計が300平方メートル以上 のもの 171,000円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

# 議案第26号

戸田市火災予防条例の一部を改正する条例

戸田市火災予防条例(昭和37年条例第3号)の一部を次のように改正する。 別表第3を次のように改める。

別表第3(第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第4条、第5条、 第7条、第8条、第8条の2、第9条の2、第18条、第19条、第20条、 第21条及び第22条関係)

					種類			離隔距離(cm)			
						入力	上方	側方	前方	後方	備考
炉			開	 放炉	使用温度が	_	250	200	300	200	
					800℃以						
					上のもの						
					使用温度が		150	150	200	150	
					300℃以						
					上800℃						
					未満のもの						
					使用温度が		100	100	100	100	
					300℃未						
					満のもの						
			開	放炉以外	使用温度が		250	200	300	200	
					800℃以						
					上のもの						
					使用温度が	_	150	100	200	100	
					300℃以						
					下800℃						
					未満のもの						
					使用温度が		100	50	100	50	
					300℃未						
<del></del>				<u> </u>	満のもの						
ふ   気	- 1	不	半	浴室内	外がまで	2 1 kW以下	—	15	15	15	注:浴槽との離隔
ろは	- 1	燃	密	設置				注			距離はOcmとす
が 燎		以	閉								るが、合成樹脂溶
ま 彩	와	外	式		ないもの	もつものに					槽(ポリプロピレ
						あっては42					ン浴槽等)の場合
					H-1°-	W以下)					は2cmとする。
					内がま	21㎞以下	-	-	60	******	
						(ふろ用以外の オーカ					
						のバーナーを					
						もつものに あっては42					

		W以下)				
浴室外	外がまで	2 1 kW以下	_	15	15	15
設置	バーナー取	(ふろ用以外				
	り出し口の	のバーナーを				
	ないもの	もつものに				
		あっては当該				
		バーナーが				
		70歳以下で				
		あって、かつ、				
		ふろ用バー				
		ナーが 2 1 kW				
		以下)				
	外がまで			15	60	15
		(ふろ用以外				
	•	のバーナーを				
	あるもの	もつものに				
		あっては当該				
		バーナーが				
		70歳以下で				
		あって、かつ、				
		ふろ用バー				
		ナーが21kW				
	-L- >> . L-	以下)				
	内がま	21 W以下	_	15	60	
		(ふろ用以外				
		のバーナーを				
		もつものにあっては当該				
		が一ナーが				
		70 kW以下で				
		カって、かつ、				
		ふろ用バー				
		ナーが 2 1 kW				
		以下)				
		21kW以下		2	2	2
		(ふろ用以外		注	-	_
		のバーナーを		,		
		もつものに				
		あっては当該				
		バーナーが				
		70歳W以下で				
		あって、かつ、				
		ふろ用バー				
		ナーが 2 1 kW				
	l	/ / = = = =	1	ŀ	1	l

ı			A. Pr			Τ	T	Τ	Ι
		屋:	外用		21㎞以下	60	15	15	15
					(ふろ用以外				
					のバーナーを				
					もつものに				
					あっては当該				
					バーナーが				
					70kW以下で				
					あって、かつ、				
					ふろ用バー				
					ナーが21㎏				
			I		以下)				
	不	半		外がまで	21版以下	_	4. 5		4. 5
	燃	密	設置	バーナー取	(ふろ用以外		注		
		閉			のバーナーを				
		式		ないもの	もつものに				
					あっては42				
					kW以下)				
				内がま	21 版以下	—			-
					(ふろ用以外				
					のバーナーを				İ
					もつものに				
					あっては42				
			NA -4 11		kW以下)				
			浴室外	j	21㎞以下		4. 5		4. 5
			設置		(ふろ用以外				
					のバーナーを				
				ないもの	もつものに				
					あっては当該				
					バーナーが				
					70kW以下で				
					あって、かつ、				
					ふろ用バー				
					ナーが 2 1 kW				
					以下)				
				外がまで	21級以下	_	4. 5		4. 5
				バーナー取					
					のバーナーを	ĺ	-		
				あるもの	もつものに				
					あっては当該				
					バーナーが	,			
					70歳以下で				
					あって、かつ、				
					ふろ用バー				
		-			ナーが21kW				
		-			以下)		L		

										-
				内がま	2 1 kW以下				-	
					(ふろ用以外					
					のバーナーを					
					もつものに					
					あっては当該					
					バーナーが				ŀ	
					70歳以下で					
					あって、かつ、					
					ふろ用バー					
					ナーが 2 1 kW					
					以下) -					
			密閉式	1	21歳以下	<b> </b>	2		2	
					(ふろ用以外		注			
					のバーナーを					
					もつものに					
					あっては当該					
					バーナーが					
					70kW以下で					
					あって、かつ、					
					ふろ用バー					
					ナーが 2 1 kW					
					以下)					
			屋外用		21歳以下	30	4. 5		4. 5	
			7		(ふろ用以外		1			
					のバーナーを					
					もつものに					
					あっては当該					
					バーナーが					
					70歳以下で					
					あって、かつ、					
					ふろ用バー					
	:				ナーが 2 1 kW					
					以下)					
	液	不恢	*************************************		3 9 kW以下	60	15	15	15	
	体	"						10	10	
	燃	不燃	<u> </u>		3 9 kW以下	50	5		5	
	料	, ,,,							5	
		己にら	<del></del> }類されないも	oの	<u> </u>	60	15	60	15	
温	気	不		 対流型	19㎞以下		4. 5	60		注1:風道を使用
風	体	燃	密」				-	-	-	するものにあっ
暖	燃	以	閉 ナ							ては15cmとす
房	料	外	式」			:				る。
機			·   が							注2:ダクト接続
		不	密隠							型以外の場合に
		燃	閉ペ							あっては100
								,		1

			一式	w								cmとする。
	液	不	半	<del></del>	温風を前方	26kW	 /以下	100	15	150	15	, , , , ,
	体	燃	密	流型	向に吹き出		 /を超え	100	-	100	<del> </del>	
	燃	以	閉		すもの	7 O kW				注 1		
	料	外	式		温風を全周	26kW		100	150	150	150	
					方向に吹き							
					出すもの							
					強制排気型	26kW	 /以下	60	10	100	10	
			密	閉式	強制給排気	26kW	/以下	60	10	100	10	
				<del></del>	型							
		不	半	強制対	温風を前方	70kW	以下	80	5	_	5	
		燃	密	流型	向に吹き出							
			閉		すもの							
			式	-	温風を全周	26kW	以下	80	150	—	150	
					方向に吹き							
					出すもの							
				am to	強制排気型	26kW		50	5	<u> </u>	5	
			密	閉式	強制給排気型	26 kW	以下	50	5		5	
	 上言	 己に彡	 }類:	 されないも	<u>,</u> の			100	60	60	60	
										注 2		
厨	気	不	開	組込型こ	んろ・グリル	1 4 kW	'以下	100	15	15	15	注:機器本体上方
房	体	燃	放	付こんろ	・グリドル付				注		注	の側方又は後方
設	燃	以	式	こんろ、	キャビネット							の離隔距離を示
備	料	外			・グリル付こ							す。
					リドル付こん							
				ろ 		0.4.17	D1 ===	100			4 ==	
				据置型レ	ンシ	2 1 kW	以下	100	15 注	15	15 注	
		不	開	女日 2.7	んろ・グリル	1 4 kW	NE	80	(土)		(土)	
		/ 燃	放	.,	んつ・シッル ・グリドル付	1 4 KW	以下	80	U			
		Kir	戏式		キャビネット							
				·	・グリル付こ							
					リドル付こん							
				ろ								
				据置型レ	ンジ	2 1 kW	以下	80	0	_	0	
	上言	己にら	}類	されない	使用温度が			250	200	300	200	
	ŧ, 0	)			800℃以							
					上のもの							
					使用温度が	-		150	100	200	100	
					300℃以							
					上800℃							
					未満のもの							
					使用温度が	With Control of the C		100	50	100	50	1

ı	1				1	1	1	1	ı	Ì	1
					300℃未						
		Т	T		満のもの		-				
ボ	気	不	開	放式	フードを付	7 kW以下	40	4. 5	4. 5	4. 5	
1	体	燃			けない場合		<del> </del>				
ラ	燃	以			フードを付	7 kW以下	15	4. 5	4. 5	4. 5	
	料	外	- 16	<del></del>	ける場合		-		ļ <u>.</u>		
			半	密閉式		1 2 kW を超え		15	15	15	
						4 2 級以下		4 ==	1		
				86 <del>- 1</del> -		1 2 kW以下	<del>  -</del>		4. 5	<b></b>	
			<b></b>	閉式	10 2 / 1	4 2 級以下	4. 5		<del> </del>	<b></b>	
			座:	外用	フードを付	42㎞以下	60	15	15	15	
					けない場合	4.0.1501	l				
					フードを付ける場合	4 2 級以下	15	15	15	15	
		<u></u>	BB -	t-t	ける場合 フードを付	7 kW以下	100	4.5		4 -	
		不燃	刑 /	放式	フートを刊     けない場合	7 KW 以下	30	4. 5		4. 5	
		<i>K</i>			フードを付	7 kW以下	10	4. 5	·	4. 5	
					ける場合	7 AW DA T	10	4. 0		4. 5	
			坐	密閉式	10.9200日	4 2 kW以下	+	4. 5		4. 5	
				明式 閉式		4 2 kW以下	4. 5			4. 5	
				<u>机之</u> 外用	フードを付	4 2 kW以下	30	4. 5		4. 5	
			/== /	/ 1 / 13	けない場合	4 2 km 8/1		-t. U		4. 0	
					フードを付	4 2 kW以下	10	4. 5		4. 5	
					ける場合			٠,٠٠		1. 0	
	液	不炸	*************************************	———— 外		 1 2 Wを超え	60	15	15	15	
	体				The state of the s	70kW以下					
	燃					1 2 kW以下	40	4. 5	15	4. 5	
	料	不夠	***			 12kWを超え	50	5		5	
						70kW以下					
						1 2 W以下	20	1. 5	_	1. 5	
	上言	己にら	<b>}類</b>	 されないも	, O	2 3 kW を超え	120	45	150	45	
						る					
						2 3 級以下	120	30	100	30	
ス	気	不	開	バー	壁掛け型、	7 kW以下	30	60	100	4. 5	注:熱対流方向が
<u>۱</u>	体	燃	放	ナーが	つり下げ型						一方向に集中す
1	燃	以	式	露出							る場合にあって
ブ	料	外	半	バー	自然対流型	1980以下	60	4. 5	4. 5	4. 5	は60cmとする。
			密	ナーが					注		
			閉	隠ぺい							
			式								
			•								
			密								
			閉								
			式								

	,		.,		7	-			<del>-,</del>	
		不	開	バー	壁掛け型、	7 級以下	15	15	80	4. 5
		燃	放	ナーが	つり下げ型					
			式	露出						
			半	バー	自然対流型	19版以下	60	4. 5	4. 5	4. 5
			密	ナーが					注	
			閉	隠ぺい						
			式							
					and the second s					
			密							
			閉							
		<u> </u>	式							
	液	不	半	自然対	機器の全周	39版以下	150	100	100	100
	体	燃	密	流型	から熱を放					
	燃	以	閉		散するもの					
	料	外	式		機器の上方	39級以下	150	15	100	15
					又は前方に					
					熱を放散す					
					るもの					
		不	半	自然対	機器の全周	39版以下	120	100		100
		燃	密	流型	から熱を放					
			閉		散するもの					
			式		機器の上方	39版以下	120	5		5
					又は前方に					
					熱を放散す					
			<u> </u>		るもの					
			F	されないも					150	
乾	気	不	開力	汝式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4. 5	4. 5	4. 5
燥	体	燃								
設	燃	以								
備	料	外一			L. Jordan Let 140					
		不	開力	汝式	衣類乾燥機	5.8 級以下	15	4. 5	_	4. 5
	1 =	燃	) dere	Se 1 - 2 - 3 - 3			1.00			
			<b></b> 分類	されない	内部容積が		100	50	100	50
	60	')			1立方メー					
					トル以上の					
					ものを建立		-			0.0
					内部容積が		50	30	50	30
					1 立方メー トル未満の					
					トル木価のもの					
簡	気	不	開	常圧貯	フードを付	7 kW以下	40	1 =	4. 5	A =
易	体	小 燃	放	蔵型	けない場合	1 DM POLI	40	4. O	4, 0	4. D
湯湯	燃燃	以以	戏式	<b>网土</b>	フードを付	7 kW以下	1.5	15	4. 5	15
沸	料料	外	14		ける場合	I WW 以 I.	1 9	4. D	4. 0	4. 0
WH	177	15			いる物ロ					

											-
設備				瞬間型	フードを付けない場合	1 2 kW以下	40	4. 5	4. 5	4. 5	
					フードを付ける場合	1 2 kW以下	15	4. 5	4. 5	4. 5	
			半	 密閉式	10 の物口	12版以下		4 5	4 5	4. 5	
			密	常圧貯膚	<b>数型</b>	1 2 級以下	4. 5	<del> </del>	t	4. 5	
			閉式	瞬間型	調理台型	1 2 kW以下		0	_	0	
					歴掛け型、 据置型	1 2 ㎞以下	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5	
			屋	外用	フードを付けない場合	12㎞以下	60	15	15	15	
					フードを付ける場合	1 2 版以下	15	15	15	15	
		不燃	開放	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 ㎏以下	30	4. 5		4. 5	r
			式		フードを付ける場合	7 kW以下	10	4. 5	NATIONAL PROPERTY.	4. 5	
				瞬間型	フードを付けない場合	1 2 kW以下	30	4. 5		4. 5	
					フードを付ける場合	1 2 kW以下	10	4. 5	NUMBER	4. 5	
			半額	 密閉式	1	12版以下	_	4. 5		4. 5	
			密	常圧貯蔵	[型	12kW以下	4. 5	4. 5		4. 5	
			閉	瞬間型	調理台型	12版以下	_	0		0	
			式		壁掛け型、 据置型	12㎞以下	4, 5	4. 5		4. 5	
			屋夕	<b>外</b> 用	フードを付 けない場合	1 2 kW以下	30	4. 5		4. 5	
					フードを付ける場合	12㎞以下	10	4. 5	- Allendaria de la compansión de la comp	4. 5	
-	液体	不然	然以タ	**		12㎞以下	40	4. 5	15	4. 5	
- 1	燃 料	不燃				1 2 ₩ 以下	20	1. 5		1. 5	
- 1	気	不	半	常圧貯蔵	型	1 2 版を超え		15	15	15	
	体	燃	密			4 2 級以下					
易	燃	以	閉式	瞬間型		1 2 kWを超え 7 0 kW以下	_	15	15	15	
串丨	料	外	IV.								
没	科	25	密	常圧貯蔵	型	1 2 kWを超え	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5	
-	科	2F		常圧貯蔵瞬間型	調理台型	1 2 kWを超え 4 2 kW以下 1 2 kWを超え 7 0 kW以下	4. 5	4. 5	4. 5 —	4. 5	

					据置型	70歳以下	1				
			屋	常圧貯	フードを付	1 2 kWを超え	60	15	15	15	
			外	蔵型	けない場合	4 2 kW以下					THE PROPERTY OF THE PROPERTY O
			用用	/ / /	フードを付	1 2 kWを超え	15	15	15	15	
			'''		ける場合	4 2 版以下	1.0				
				瞬間型	フードを付	1 2 kW を超え	60	15	15	15	-
				19111111111	けない場合	70kW以下					
					フードを付	1 2 kW を超え	15	15	15	15	T
					ける場合	70 W以下					
		不	半	常圧貯蔵	I	12kWを超え	1-	4. 5	_	4. 5	
		燃	密			42 W以下					
			閉	瞬間型		1 2 kW を超え	1-	4. 5		4. 5	
			式			70kW以下					
			密	常圧貯蔵	型	1 2 kWを超え	4. 5	4. 5		4. 5	
			閉			4 2 版以下					
			式	瞬間型	調理台型	1 2 kW を超え	1-	0	_	0	
						70kW以下					
					壁掛け型、	1 2 版を超え	4. 5	4. 5		4. 5	
					据置型	70㎞以下					
			屋	常圧貯	フードを付	12㎞を超え	30	4. 5		4. 5	
			外	蔵型	けない場合	4 2 kW以下					
			用		フードを付	1 2 kWを超え	10	4. 5	—	4. 5	
					ける場合	4 2 ㎞以下					
				瞬間型	フードを付	1 2 版を超え	30	4. 5	_	4. 5	
					けない場合	70㎞以下					
					フードを付	12版を超え	10	4. 5	_	4. 5	
					ける場合	70㎞以下	1				
	液	不然	然以タ	<b>ሉ</b>		12㎞を超え	60	15	15	15	
	体					70㎞以下					
	燃	不炒	柣			12㎞を超え	50	5		5	
	料					70㎞以下					
	T			されないも			60	15	60	15	
移	気	不	開	バー	前方放射型	7 級以下	100		100		
動	体	燃	放	ナーが	全周放射型	7 版以下	100	100	100	100	が一方向に集中
式	燃	以	式	露出	rh &b 41 >+ mn	7 111111 7	1.00	4 -	4 -		する場合にあっ
スト	料	外		バー	自然対流型	7 以下	100		4. 5	4. 5	
]				ナーが 隠ぺい	张制补达到	7 130 12 15	1 -		注1		る。 注2:方向性を有
ブ		不	開	バー ー	強制対流型	7 kW以下	4. 5	4. 5	60	4.5	
		个 燃	放	ナーが	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4. 5	ては100cmと
		K	双式	露出	全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80	する。
			20	路山バー	自然対流型	7 kW以下	80	4. 5	4. 5	4. 5	, <b>v</b> 0
				ナーが	中 2007年	, 1711 SV			注1	¬, ∪	
				隠ぺい	強制対流型	7 kW以下	4. 5	4. 5	60	4. 5	
1	l		i	URD A	が加いいが正	· Mi 6/ 1	1 -1. 0	-F. U	50	7. 0	

	液	不	開	扮角	村型		7 kW以下	100	50	100	20	
	体	燃	放		二二— 然対济		7 kWを超え				100	
	燃	以以	式		W 71 D		12版以下					
	料料	外					7 kW以下	100	50	50	50	
					—— 制 対	温風を前方	1 2 歳 以下	100			<u> </u>	
				流型		向に吹き出	1 2 111 5	100				
					*	すもの						
						温風を全周	7 kWを超え	100	150	150	150	
						方向に吹き	1 2 kW以下					
						出すもの	7 kW以下	100	100	100	100	
		不	開	放身	寸型	L.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7 kW以下	80	30		5	
		燃	放	<del> </del>	 	型	7 kWを超え		100		100	
			式				1 2 kW以下					
							7 kW以下	80	30		30	
				強用	削対	温風を前方	12㎞以下	80	5	_	5	
				流西	켙	向に吹き出						
						すもの						
						温風を全周	7 kWを超え	80	150		150	
						方向に吹き	1 2 kW以下					
						出すもの	7 級以下	80	100	_	100	
	固体	本燃料	斗				difference:	100	50	50	50	
	***************************************		,						注 2	注 2	注 2	
調	気	不	開	バ		卓上型こん	5.8 W以下	100	15	15	15	注:機器本体上方
理	体	燃	放	ナー	ーが	ろ (1口)						の側方又は後方
用	燃	以	式	露出	1	卓上型こん	1 4 W以下	100	15	15	15	の離隔距離を示
器	料	外				ろ(2口以			注		注	す。
具						上)						
						・グリル付						
						こんろ・グ						
						リドル付こ						
						んろ						
				バ	加	卓上型グリ	7 kW以下	100	15	15	15	
				,	熱	ル						
				ナ	部							
				28	が							
				が	開							
				隠ぺ	放加加	占し刑心	7 LWD T	+	1 -	4 -		
				~い	加熱	卓上型オー	7 級以下	50	4. 5	4. 5	4. 5	
				۷,	部	ル(フード						
						を付けない						
						場合)						
					i 1	卓上型オー	7 BUDITE	+				
								1 1 5 1	4 5	4 5	4 5	
					1 1	早上空 オー ブン・グリ	1 KW 以下	15	4. 5	4. 5	4. 5	

		ı	ı	ı	ı	ı	I	1	1	ı	ŀ
						ル(フード					
						を付ける場					
						合)					
						炊飯器(炊	4.7kW以下	30	10	10	10
						飯容量4					
						リットル以					
						下)					
						圧力調理器	_	30	10	10	10
						(内容積					
						10リット					
						ル以下)					
		不	開	バ		卓上型こん	5.8 kW以下	80	0		0
		燃	放	ナー	ーが	ろ (1口)					
			式	露出	Н	卓上型こん	1 4 kW以下	80	0	_	0
						ろ(2口以					
						上)					
						・グリル付					
						こんろ・グ					
						リドル付こ					
						んろ					
				バ	加	卓上型グリ	7版以下	80	0	_	0
Ì				ļ	熱	ル					
				ナ	部						
				1	が						
				が	開						
				隠	放		***************************************				
				~	加	卓上型オー	7 以以下	30	4. 5	—	4. 5
				V	熱	ブン・グリ					
					部	ル(フード					
					が	を付けない					
					隠	場合)					
					~	卓上型オー	7 kW以下	10	4. 5	_	4. 5
					い	ブン・グリ					
						ル(フード					
						を付ける場					
						合)					
						炊飯器(炊	4.7 W以下	15	4. 5		4. 5
		***************************************	-			飯 容 量 4					
	l	***************************************				リットル以					
						下)	TINTA				
						圧力調理器		15	4. 5		4. 5
						(内容積					
	l					10リット					
1						ル以下)	~				
	液	不烦	《以夕	4			6 ₩以下	100	15	15	15

1	١	1			1	1	1	1	ı	
動	体	-						ļ		
式	燃	不力	然		6 級以下	80	0		0	
-	料	<u></u>				ļ			ļ	
h	固化	本燃料	<b></b>			100	30	30	30	
ろ	eri-		Ab DIAI		O IWN T	1		4 =		Ya Ne El contrat III
電	電	个为	然以外		2 kW以下	4. 5		4. 5		
気	気					注	注	注	注	し方向にあって
温		不炸	然		2 版以下	0	0	_	0	は60cmとする。
風機						注	注	注	注	
電	電	不	電気こん	こんろ部分	4.8 版以下	100	2	2	2	注1:機器本体上
気	気	燃	も、電気レ	の全部又は	(1口当たり	100	20		20	方の側方又は後
調		以以	ンジ、電磁	一部が電磁	2 kW を超え3		注1		注1	方の離隔距離(こ
理		外	誘導加熱式	誘導加熱式	kw以下)		10		10	んろ部分が電磁
用用		- 1	調理器(こ	調理器でな	, m, 5, 1 /		注 2		注 2	誘導加熱式調理
機			んろ形態の	いもの	4.8級以下	100		2	2	器でない場合に
器			ものに限		(1口当たり	_	15		15	おける発熱体の
			る。)		1 kW を超え 2		注1		注 1	外周からの距離)
					kW以下)		10		10	を示す。
							注 2		注 2	注2:機器本体上
					4.8㎞以下	100	2	2	2	方の側方又は後
					(1口当たり	_	10		10	方の離隔距離(こ
					1 kW以下)		注 1		注 1	んろ部分が電磁
							注 2		注 2	誘導加熱式調理
				こんろ部分	5.8kW以下	1,00	2	2	2	器の場合におけ
				の全部が電	(1口当たり		10		10	る発熱体の外周
				磁誘導加熱	3.3 版以下)		注2		注 2	からの距離)を示
				式調理器の						す。
				もの						
		不	電気こん	こんろ部分	4.8 kW以下	80	0	_	0	
		燃	ろ、電気レ	の全部又は	(1口当たり		0	-	0	
			ンジ、電磁	一部が電磁	3 版以下)		注1		注1	
			誘導加熱式	誘導加熱式			注 2		注2	
			調理器(こ	調理器でな						
			んろ形態の	いもの						
			ものに限	こんろ部分	5.8 kW以下	80	0		0	
			る。)	の全部が電	(1口当たり		0		0	
				磁誘導加熱	3.3 版以下)		注 2		注2	
				式調理器の					-	
<u> </u>				もの						
電	電	不炫	以外		2 版以下	10	4. 5		1	注:排気口面に
気	戾						注	注	注	あっては10cm
天		不炫	<u></u>		2 版以下	10	4. 5	-	4. 5	とする。
火							注		注	

	T	T		1	1	Ι	Τ	T	Γ
電	電	不燃以外	電熱装置を	2 級以下	10	4. 5			·
子	気		有するもの			注	注	注	あっては10cm
レ		不燃	電熱装置を	2kW以下	10	4. 5		4. 5	とする。
ン			有するもの			注		注	
ジー									
電	電	不燃以外	前方放射型	2 級以下	100	30	100	4. 5	
気	気		(壁取付式						
ス			及び天井取						
h			付式のもの						
]			を除く。)						
ブ			全周放射型	2版以下	100	100	100	100	
			(壁取付式						
			及び天井取						
			付式のもの						
			を除く。)						
			自然対流型	2 級以下	100	4. 5	4. 5	4. 5	
			(壁取付式						
			及び天井取						
			付式のもの						
			を除く。)						
		不燃	前方放射型	2 版以下	80	15		4. 5	
			(壁取付式						
			及び天井取						
			付式のもの						
			を除く。)						
			全周放射型	2 kW以下	80	80		80	
			(壁取付式						
			及び天井取						
			付式のもの						
			を除く。)						
			自然対流型	2 版以下	80	0	-	0	
			(壁取付式					-	
			及び天井取						
			付式のもの			-			
			を除く。)						
電	電	不燃以外	食器乾燥器	1 ㎞以下	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5	
気	戾								
乾		 不燃	<b>会</b> 见步旭叩	1 13/12/15	0	_			
燥		<i>个鸡</i>	食器乾燥器	1 級以下	0	0		0	
器									
電	電	不燃以外	衣 類 乾 燥	3 級以下	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5	注1:前面に排気
気	気		機、食器乾						口を有する機器
乾			燥機、食器						にあっては O cm
燥			洗い乾燥機						とする。

機		不燃	衣 類 乾 燥	3 版以下	4. 5	0		0	注2:排気口面に
			機、食器乾		注 1	注 2	注 2	注 2	あっては4.5cm
			燥機、食器						とする。
			洗い乾燥機						
電	電	不燃以外	温度過昇防	10級以下	4. 5	0	0	0	
気	気		止装置を有						
温			するもの						
水		不燃	温度過昇防	10 W以下	0	0		0	
器			止装置を有						
			するもの						

## 備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、 気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用す るもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料 以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等 の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有 効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月22日提出

戸田市長 神 保 国 男

## 議案第27号

戸田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

戸田市固定資産評価審査委員会条例(昭和37条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を 第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1 号を加える。

- (2) 審査の申出に係る処分の内容 第4条第3項を次のように改める。
- 3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査の申出をする場合には、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項に規定する書面を添付しなければならない。第4条に次の1項を加える。
- 6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失っ たときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、 第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送 付しなければならない。

第11条第1項を次のように改める。

委員会は、審査の決定をする場合においては、次に掲げる事項を記載し、 委員会が記名押印した決定書を作成しなければならない。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、 第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28 年以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に 登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定 資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る 審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を 除く。)については、なお従前の例による。

平成28年2月22日提出

戸田市長 神 保 国 男

## 議案第28号

戸田市野犬等取締条例を廃止する条例

戸田市野犬等取締条例(昭和41年条例第29号)は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

平成28年2月22日提出

戸田市長 神 保 国 男